

全国再非行防止ネットワーク協議会 情報公開規程（閲覧規程）

（目的）

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会（以下、全再協という）が情報公開規程の趣旨（「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考え」）に鑑み、情報公開に関し必要な事項について定めるものとする。

（公開書類）

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

- （1）規約
- （2）事業計画、収支予算
- （3）事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録

（閲覧場所）

第3条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

（閲覧日時）

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

（付則）

この規程は、この団体の成立の日から施行する。